主

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人Aの弁護人三原道也、同水谷金五郎の上告趣意は、単なる法令違反および 事実誤認の主張であり(水谷弁護人の所論中には憲法一四条違反をいう点もあるが、 その実質は前記の主張をでない)、被告人Bの弁護人和智昂、同和智龍一、同武井 正雄の上告趣意は、判例違反をいう点もあるが結局は単なる法令違反および事実誤 認の主張と、量刑の非難とに帰し、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。 論旨は要するに、原判決は西日本鉄道および日本国有鉄道の運転取扱心得ならびに 刑法二一一条の解釈適用を誤り、被告人らに不当な注意義務を認めたものであると いうにほかならない。しかし、駅長その他の鉄道従業員は、単に列車の運転取扱に 関する特別の規定を守るだけでその義務を常につくしたものということはできず、 いやしくも列車の運転に関して危険の発生を防止するに可能なかぎリー切の注意義 務をつくさなければならないのであるから(昭和九年(れ)五三三号同年六月二二 日大審院判決、刑集一三巻一一号八六三頁参照)、原判決が証拠によつて認められ る本件列車衝突事故発生のいきさつとして、くわしく判示した状況のもとにおいて は、被告人らに刑法ニーー条の業務上必要な注意を怠つた過失があつたものと認め た原審の判断は正当である。その他記録を調べても、刑訴四――条を適用すべきも のとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三二年一二月一七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 島 保

裁判官	河	村	又	介	
裁判官	小	林	俊	Ξ	
裁判官	垂	水	克	己	